



うちなー健康経営宣言

第 893 号

令和 4 年 9 月 30 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

(株) 喜屋武建設は、定期的な健康診断や社内レクリエーション等をとおして社員の心身の健康を第一に考え、健康保持・増進に取り組めます。

また、自らの能力を最大限発揮できるよう職場環境を整え、働きやすい制度の整備に努めます。

株式会社 喜屋武建設
代表取締役 喜屋武一仁

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 血圧管理に取り組む。
5. 熱中症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。